

第30回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月) 午後2時00分～午後2時33分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(17名)

4. 欠席委員(3名)

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の期間延長について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による
内子町農用地利用集積等促進計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(2名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から8月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が13名出席、推進委員が4名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

みなさんこんにちは。今年の夏は暑いと当初から言われておりますが、その通りの夏がやってまいりました。今月頭には群馬県伊勢崎市で41.8度という観測史上最高の温度を記録したとの報道があり、暑さ、農作物の管理に大変苦労しているようです。一方、お盆前には九州から能登半島にかけて大雨が降り、農作物や農地に大きな被害が出ていると聞いています。内子町ではそのような被害は耳にしていませんが、本格的な災害が出てくるのは台風シーズンとなる9月からになりますので十分気を付けて農作物の管理をして頂けたらと思います。また、米についてですが、新米も流通し始め、高いものでは7,800円という情報も入っております。ただ昨年と違い今年は農家の収益になっているそうですのでこれから注視していきたいと思っております。それでは、ただいまより第30回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、10件、

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、1件、

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件、

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、

議案第3号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について、3件、

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、3件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよ

会長

ろしくお願ひします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は10件でございます。議案書のほうは1ページから16ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は1件でございます。議案書のほうは17ページ、18ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、地域計画が策定される前に農業経営基盤強化促進法により利用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の19ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。地図の方は、20から21ページになります。

事務局

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 364㎡です。申請人は、兵庫県●の●さんで、転用の目的は、進入路の敷設です。

転用の理由といたしまして、住宅まで車を乗り入れることができず、また、隣接する農地にも農業用機械が進入できないため、申請地を進入路として整備したいとのことです。申請地は、既にコンクリート舗装した進入路が敷設されており、無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、既に進入路が敷設されております。造成の際は、排水機能を設けて雨水等処理することから、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

8月19日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●を訪ねて話を聞きました

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は居宅まで車が乗り入れられず、また耕作農地に農業機械が進入できないためコンクリート舗装の進入路を敷設したいとのことです。現地を確認しましたが、申請地はすでに進入路が敷設しており、違反転用となっておりますので始末書を提出しているとのことです。転用による周辺農地への影響は少ないものと思われることから、特に問題はないと思われれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

会長

審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。地図の方は23から25ページになります。22ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 1,988㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、大阪府●の●さんで、転用の目的は、資材置場（工事用ヤード）です。

本案件は、松山自動車道の4車線化工事に伴う転用で、3年以内の一時転用申請となります。小田川夜風橋工事の橋脚施工のため、大型揚重機の稼働等の作業ヤードが必要となり、やむを得ず当該農地を使用するものです。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。申請地につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。

一般基準につきましては、調査書のとおりです。汚水は発生せず、雨水は自然流下で北側斜面にある、U字溝の水路へ放流します。湧水、粉塵による被害や、日照・通風の影響もないものと見込まれるため、隣接農地への影響は少ないものと思われま

事務局としましては、利用後に農地に戻すための農地復元計画書が提出されており、他に適地はなく、周辺への影響も少ないものと見込まれるため、この転用目的には問題がなく許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

8月19日、●委員さんと一緒に、申請人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●さんは、松山自動車道4車線化工事に伴い、小田川夜風橋工事の橋脚施工のため、大型揚重機の稼働等の作業ヤードが必要となり、当該農地を使用したいとのことです。

転用による周囲の農地への影響は少ないものと思われま

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を
進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達する
ことに決定しました。

次に、議案第3号1、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機
関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の26ページをご覧ください。議案第2号についてご
説明いたします。地図の方は28、29ページになります。26ページに
お戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に
より、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年7
月28日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、1,135㎡です。申請者は●さ
んで、編入の目的は、優良農地のためです。

それでは、27ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、
対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保
全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものであ
ります。

現地は、柿畑として利用されており、今後も適切に管理し農地を守って
いこうということですので、事務局としては、この計画変更について
は適当であると考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

8月20日、農業委員の●さんと一緒に、●さんに電話で話を聞きま
した。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内中山間地
域における優良農地です。

申請地は、●さんが耕作している農地で、隣接する農地と一体的に
生産振興と農地の保全を図るため変更したいとのことで、特に問題は
無いと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第3号2、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の30ページをご覧ください。議案第3号2についてご説明いたします。地図の方は32、33ページになります。30ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年7月28日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆、2,922㎡です。除外の目的は、植林です。

それでは、31ページの概要書をご覧ください。まず、2. 変更の内容を見ていただきますと、●さんが植林し、山林に転用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は、葉タバコ栽培から栗の栽培に切り替えて管理していましたが、度重なるイノシシ被害や作物の生育不良などもあり、耕作しても採算が取れないことから、クヌギを植林し山林として管理したいとして、農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

8月20日、農業委員の●さんと一緒に申請人である●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は度重なるイノシ

●番
●委員

シ被害や、作物の生育不良などにより農地として維持活用が困難であるため今後はクヌギを植林し、山林として管理するため、農用地区域から除外するものであります。

現地を確認したところ、申請地周辺の農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第3号3、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の34ページをご覧ください。議案第3号3についてご説明いたします。地図の方は37から、45ページになります。34ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年7月28日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑19筆、28,248㎡、田11筆、7,304㎡、合計30筆、35,552㎡です。申請者は●さん他●名で、編入の目的は、優良農地のためです。

それでは、35ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものであります。

今回は、●地区でまとめて編入を行い、地域で農地を守っていこうということですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

8月17日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代表の●さんに電話で話を聞きました。

●番
●委員

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内中山間地域における優良農地です。

申請地は、●さん他●名が耕作している農地で、現隣接する農地と一体的に生産振興と農地の保全を図るため変更したいとのことで、特に問題は無いと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の46ページをご覧ください。内子町長より、令和7年8月8日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認を求められています。

集積計画の概要ですが、47ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が3筆 1, 681㎡です。

集積計画の内訳については、48ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田3筆、1, 681㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さんで、借受人は、松山市●の●です。利用権の種類は、使用貸借権で新規設定になります。

2番 内子町●の農地、田1筆、978㎡です。

貸付人は、●、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

事務局

3番 内子町●の農地、田2筆、703㎡です。
貸付人は、●、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込まれます。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。